

## 新型コロナウイルス感染症が発生してから1年以上経過した後の 売上高の比較方法について

セーフティネット保証4号及び危機関連保証の認定における比較は、災害等が発生した直前同期の売上高と比較することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較することとなります。ただし、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとします。この取り扱いは、セーフティネット保証5号においても同様としますが、「最近3か月の売上高」と比較する場合は、感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとします。

### 【例1】「最近1か月」が令和2年12月の場合

- ① 感染症の影響を受け始めたのが、「令和2年2月」の場合

直近	令和2年12月実績	令和3年1月見込	令和3年2月見込
比較対象	令和元年12月実績	令和2年1月実績	平成31年2月実績

※コロナの影響を受けた後の「令和2年2月」に替えて「平成31年2月」を比較対象とする。

- ② 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年3月」の場合

直近	令和2年12月実績	令和3年1月見込	令和3年2月見込
比較対象	令和元年12月実績	令和2年1月実績	令和2年2月実績

前年同期より後にコロナの影響を受けているため、通常どおり前年同期比較とする。

### 【例2】「最近1ヶ月」が令和3年1月の場合

- ① 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年2月」の場合

直近	令和3年1月実績	令和3年2月見込	令和3年3月見込
比較対象	令和2年1月実績	平成31年2月実績	平成31年3月実績

※コロナの影響を受けた後の「令和2年2月」「令和2年3月」に替えて「平成31年2月」「平成31年3月」を比較対象とする。

- ② 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年3月」の場合

直近	令和3年1月実績	令和3年2月見込	令和3年3月見込
比較対象	令和2年1月実績	令和2年2月実績	平成31年3月実績

※コロナの影響を受けた後の「令和2年3月」に替えて「平成31年3月」を比較対象とする。

**【例3】「最近1ヶ月」が令和3年2月の場合**

- ① 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年2月」の場合

直近	令和3年2月実績	令和3年3月見込	令和3年4月見込
比較対象	平成31年2月実績	平成31年3月実績	平成31年4月実績

※コロナの影響を受けた後の「令和2年2月」「令和2年3月」「令和2年4月」に替えて「平成31年2月」「平成31年4月」を比較対象とする。

- ② 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年4月」の場合

直近	令和3年2月実績	令和3年3月見込	令和3年4月見込
比較対象	平成31年2月実績	令和2年3月実績	平成31年4月実績

※コロナの影響を受けた後の「令和2年4月」に替えて「平成31年4月」を比較対象とする。

**【例4】セーフティネット5号「最近3か月」の売上高で比較する場合**

「最近3か月」を令和2年12月～令和3年2月としたとき

- ③ 感染症の影響を受け始めたのが「令和2年2月」の場合

直近	令和2年12月実績	令和3年1月見込	令和3年2月見込
比較対象	令和元年12月実績	令和2年1月実績	平成31年2月実績

※「最近3か月」の売上高との比較を行う場合は、通常どおり前年同期とする。

セーフティネット5号については、認定基準が緩和され、危機関連保証の指定期間の間は、「最近1ヶ月」と「その後2か月の見込みを含む3か月」の売上高の比較も認められているため、その場合は【例1】～【例3】と同様の取り扱い。